



特定社会保険労務士

ヒライ先生のQ&A

<PROFILE> 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

<現在> 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

電通事件

その4

電通過労自殺事件（東京地裁平8・3・28、東京高裁平9・9・26、最高裁2小判平12・3・24）

15

（8月号のつづき）事件の概要・判決文の抜粋）

うつ病は、抑うつ、制止等の症状から成る情動性精神障害であり、うつ状態は、主觀面では気分の抑うつ、意欲低下等を、客觀面ではうち沈んだ表情、自律神経症状等を特徴とする状態像である。うつ病に罹患した者は、健康な者と比較して自殺を図ることが多く、うつ病が悪化し、又は軽快する際や、目標達成により急激に負担が軽減された状態の下で、自殺に及びやすいとされる。

長期の慢性的疲労、睡眠不足、いわゆるストレス等によつて、抑うつ状態が生じ、反応性うつ病に罹患することがあるのは、神経医学界において広く知られている。もつとも、うつ病の発症には患者の有する内因と患者を取り巻く状況が相互に作用するということも、広く知られつつある。仕事熱心、凝り性、強い義務感等の傾向を有し、いわゆる執着気質とされる者は、うつ病親和性があるとされる。また、過度の心身の疲労状況の後に発症するうつ病の類型について、男性患者にあっては、病前性格として、まじめで、責任感が強すぎ、負けず嫌いであるが、感情を表さないで対人関係において敏感であることが多く、仕事の面においては内的にも外的にも能力を超えた目標を設定する傾向があるとされる。

前記のとおり、労働者F（被災者）は、平成3年7月ころには心身共に疲労困ぱいした状態になっていたが、それが誘因となって、遅くとも同年8月上旬ころに、うつ病に罹患した。そして、同月27日、前記行事が終了し業務上の目標が一応達成されたことに伴つて肩の荷が下りた心理状態になるとともに、再び従前と同様の長時間労働の日々が続くことをむなしく感じ、うつ病によるうつ状態が更に深まって、衝動的、突發的に自殺するに至つたのである。

地裁ではFの自殺は、会社に全面的な責任があるとして、両親（原告）に対して損害賠償することとした。高裁では、会社の損害賠償について認め、F（労働者本人）の性格および原告ら（両親）がFの状況を改善する具体的措置を採らなかつたとして、過失相殺により弁護士費用以外の損害額のうち3割を減額としたが、最高裁はこの過失相殺を否定し高裁に差し戻した。

以上の事実に基づいて、会社の損害賠償責任についての高裁判断について検討する。

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なわれる。

さて、高裁が過失相殺すべきとの判断を、最高裁が是認できないとしたのは、何故でしょう。最高裁の判断を眺めてみます。

うことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の右注意義務の内容に従つて、その権限を行使すべきである。

部長Jは、遅くとも平成3年3月ころには、Fのした残業時間の申告が実情より相当に少ないものであり、Fが業務遂行のために徹夜まですることもある状態にあることを認識しており、班長Mは、同年7月ころには、Fの健康状態が悪化していることに気付いていたのである。それにもかかわらず、部長J及び班長Mは、同年3月ころに、部長Jの指摘を受けた班長Mが、Fに対し、業務は所定の期限までに遂行すべきことを前提として、帰宅してきちんと睡眠を取り、それで業務が終わらないのであれば翌朝早く出勤して行つようになどと指導したのみで、Fの業務の量等を適切に調整するための措置を採ることはなく、（ここで安全配慮義務が仕事量の調整義務をも含むということを明確に示した）かえつて、同年7月以降は、Fの業務の負担は従前よりも増加することとなつた。その結果、Fは、心身共に疲労困ぱいした状態になり、それが誘因となって、遅くとも同年8月上旬ころにはうつ病に罹患し、同月27日、うつ病によるうつ状態が深まって、衝動的、突發的に自殺するに至つたというのである。

地裁ではFの自殺は、会社に全面的な責任があるとして、両親（原告）に対して損害賠償することとした。高裁では、会社の損害賠償について認め、F（労働者本人）の性格および原告ら（両親）がFの状況を改善する具体的措置を採らなかつたとして、過失相殺により弁護士費用以外の損害額のうち3割を減額としたが、最高裁はこの過失相殺を否定し高裁に差し戻した。

<つづく>